

2025年度 第11回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

2026年2月16日（月）

場 所 豊岡市役所本庁舎3階 庁議室

所 在 地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午後2時

閉会時間 午後3時50分

○ 出席委員の氏名

教育長	嶋 公 治
委員（教育長職務代理者）	飯田 正巳
委員	升田 敏行
委員	鈴木 千佳
委員	島崎 栄子

欠席委員 なし

○ 教育長、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	永井 義久
	教育総務課長	川崎 智朗
	教育施設課長	谷口 祥規
	学校教育課長	寺坂 浩司
	学校教育課参事	吉谷 孝憲
	幼児育成課長	向原 芳江
	教育総務課参事兼課長補佐	旭 和則
	教育総務課教育総務係長	足立 美由紀

事務局以外 こども未来部次長 吉本 努

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

升田 敏行 委員

第2 前回の会議録の承認

1月22日（木）開催 第10回定例会

第3 教育長の報告

第4 議事

- 議案第35号 教育長の営利企業等への従事について
- 議案第36号 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第38号 令和7年度3月補正（第11号）教育関係予算案について
- 議案第39号 令和8年度当初教育関係予算案について
- 議案第40号 2026年度教育行政の方針と施策の展開について
- 議案第41号 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の見直しについて
- 議案第42号 行政不服審査請求に係る裁決について
- 議案第43号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第44号 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第45号 豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第46号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について
- 議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について
- 報告第27号 豊岡市長の権限に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について
- 報告第28号 国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結について
- 報告第29号 寄附物件の受納について

## 第5 委員活動報告

---

開会 午後2時

---

(教育長)

ただ今から、2025年度第11回教育委員会会議を開会いたします。本日はすべての委員が出席していますので、会議が成立していることを報告いたします。

### 【日程 第1 会議録署名委員の指名】

(教育長)

日程第1 会議録署名委員の指名です。本日は升田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

### 【日程 第2 前回の会議録の承認】

(教育長)

続きまして、日程第2 前回の会議録の承認についてです。1月22日に開催しました第10回教育委員会会議の会議録について、委員の皆さんの承認を求めるものです。誤った点や修正など

はございませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

「なし」という声がありますので、会議録については承認することに決定いたします。

### 【日程 第3 教育長の報告】

(教育長)

日程第3 教育長の報告です。前回1月22日の教育委員会会議から、本日の会議までの私の主要な教育活動の概要について報告いたします。本日配付した資料をご覧ください。

#### 《教育長の報告概要》

2月5日に、但馬教育未来会議に出席しました。人口減少を、緩慢なる災害、ゆっくりとやってくる大災害ととらえて、地域の資源である大学が教育課題に3市2町とともに取り組むことを目的にした会議です。参加者は、但馬教育事務所長、3市2町の教育長、芸術文化観光専門職大学の小橋副学長以下担当者という形で行われました。

但馬の教育の未来を考えるのですが、今回はまず1回目なので、それぞれの市町が課題であると考えていることを出す会になりました。最も多かったことが、人口減少です。2025年の豊岡市の人口出生数は307人で、7年前(2018年)の半分です。養父市は74人、朝来市は111人、新温泉町は36人、香美町は公開がありませんでしたが、だいたい同じくらいです。ですので、統廃合は喫緊の課題ですが、併せて高等学校の定員割れによって学級が減り、学級が減ることで教員数が減ります。かなり子どもたち、生徒にとってあまりいい環境でないものが訪れています。そこで何が起きるかという、体験の格差と文化資本の不足がやってくるということです。

これは少し前に話したかもしれませんが、相対貧困率というものがあり、アメリカやヨーロッパでも同じ基準をもって貧困率を出しています。豊岡市は国とほぼ同じですが、13%程度でした。相対貧困率は高くなるほど富裕層と貧困層との差が大きくなります。豊岡市もそのことが問題となり、2017年に最終調査を行っていますが、その貧困をどう対策するのかということは、福祉は福祉でやります。教育委員会が子どもの貧困の連鎖を埋めるために始めたことが、非認知スキルの演劇ワークショップです。そのことも紹介しながら、大学と連携して体験の格差や文化資本の格差をどう埋めるかをこれからやりましょうという結論が出ました。また、部活動の地域移行の問題についてもいろいろな自治体から出ました。そのようなことですので、これから回を重ねて具体的な内容に入ります。

もうひとつは、皆さんが参加された部活動の地域展開を問題としたあり方検討委員会ですが、研究者を招聘して話を聴きましたが、かなり理想論であると感じました。また改めて感想を聞かせてもらいたいですが、「あんなことができるか」という話がたくさんありましたが、理想なので、そこに10年後20年後にはいくと思いますが、今はそんなことではなく、実際に子どもが減って部活動ができなくなってしまう、地域に移行したとしても、お金のある人たちが行けてもそうでない人は行けないことが生じてくるわけですから、それをどのようにするか。ひとつ勉強

になったことは、実施主体と管理主体が違うということです。どういうことかと言うと、かつてスポーツ少年団がものすごく力を出してバレーボールや野球をやった時に、少女バレーで起きた問題を学校に持ち込みます。人間関係などですが、持ち込まれた学校は大変です。部活動が地域移行すると必ずそのようなことが起きます。なので、指導する団体とそれを管理し、その指導方法がよいか、今のそのチームの子どもたちにもっといい方法があるのではないか、施設の管理の問題、予算や運用の問題を管理してガバナンスを働かせます。これが勉強になりました。

松田さんの案は一生懸命に考えられたと思いますが、皆さんが案を出して、中学校区ごとに1つの団体を作るということですが、1つでもできないのにそんなことや、中学校がチームを組んで、出石、但東、日高がやっていますが、そこに管理団体を置いて、その統括管理を教育委員会がしなさいということですが、いずれにしても人が必要です。片手間で指導主事ができる問題ではありませんので、人の問題、考え方としてはガバナンスを効かせなくては学校が大変になるので、それも踏まえてできることを、今度はボートとサッカーでお願いしています。ダンスが何とかならないかと思っていますが、少ない教育委員会の人数でどこかダンスをやっていませんかとなかなかリサーチできません。そこは市長部局、文化・スポーツの担当課にお願いしたり、あり方委員会のメンバーに、一生懸命になって部活をやろうという人たちに委員になってもらって、積極的に発言して動いてもらうことが必要だと思います。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(飯田委員)

先生のおっしゃることがあまりにも大きな話でして、今の豊岡で抱えている課題は何だろうと。今、手始めに限られた中で何ができるのか、ということを探らないといけないのではないか。そういうことを委員の皆さんで発言しないといけないと感じました。今やっと、ボートとサッカーができています。それをやってみて、その中でいろんな手探りの中で課題がいっぱい出てくると思うのです。それをどうするか、ということが大事です。本当の目的は、先生方の働き方改革をどうするかというのが、どこかで飛んでしまって、どのように生徒を育てるのか、それが地域づくりだと、すごく大きな話だなと思って。

(教育長)

マネジメントできない方をお願いして、そこで問題が起こって、学校に持ち込んで、学校の働き方改革ではなくて、もっと忙しくなりますからね。中学校は特にね。そのところをしっかりと考えながら、地に足のついたものをしていかなくてはいけないと思いますので、参考にしながらやっていきたいと思います。

## 【日程 第4 議事】

(教育長)

日程第4 議事に移ります。議案第35号 教育長の営利企業等への従事について、私の一身上に関する事案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することができないとされております。したがって、議事進行を教育長職務

代理者の飯田委員にお願いし、私は一旦退席します。

(教育長職務代理人)

それでは、議事を再開します。議案第 35 号 教育長の営利企業等への従事について、教育総務課長の説明をお願いします。

### ○ 議案第35号 教育長の営利企業等への従事について

《教育総務課長の説明概要》

教育長の営利企業等への従事について、資料に基づき説明する。

国立大学法人兵庫教育大学長から教育長に対して大学院客員教授への委嘱依頼があった。教育長が営利企業等に従事するにあたって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の許可が必要とされている。

(教育長職務代理人)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(鈴木委員)

どのような内容の講義をされるのでしょうか。

(教育総務課長)

学校経営、教育行政の財政実践、そのような内容の講義です。

(教育長職務代理人)

その他、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長職務代理人)

それでは、議案第 35 号 教育長の営利企業等への従事について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長職務代理人)

原案のとおり可決します。

それでは、教育長に入室していただきます。

(教育長職務代理人)

ただいま審議が終わり、議案第 35 号 教育長の営利企業等への従事については原案のとおり

可決いたしました。

それでは、ここから議事進行を教育長に戻させていただきます。

(教育長)

議案第36号から議案第40号までは、この後、議会に提出される事項であります。また、議案第41号は、公開可能な時期に至っていない事項であり、議案第42号は、個人情報に係る事項となりますので、豊岡市教育委員会会議規則第17条により非公開としたいと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

委員の承認を得ましたので、議案第36号から議案第42号については、非公開といたします。傍聴いただいている方は申し訳ありませんが、非公開議案が終了するまで、ご退席をお願いします。

○ 議案第36号 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

《 豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、幼児育成課長が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第37号 豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

《 豊岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、幼児育成課長が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第38号 令和7年度3月補正(第11号)教育関係予算案に関する意見について

《 令和7年度3月補正(第11号)教育関係予算案に関する意見について、教育総務課長、教育施設課長、学校教育課長、幼児育成課長が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第39号 令和8年度当初教育関係予算案に関する意見について

《 令和8年度当初教育関係予算案に関する意見について、教育総務課長、教育施設課長、学校教育課長、幼児育成課長が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第40号 2026年度教育行政の方針と施策の展開について

《 2026年度教育行政の方針と施策の展開について、教育次長が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第41号 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の見直しについて

《 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の見直しについて、教育施設課長が説明し、審

議の結果、異議なしと承認された 》

○ 議案第42号 行政不服審査請求に係る裁決について

《 行政不服審査請求に係る裁決について、学校教育課参事が説明し、審議の結果、異議なしと承認された 》

(教育長)

以上で非公開議案は終了しました。非公開議案のため退出いただいた傍聴人の方には、お入りいただくよう案内をしてください。

(教育長)

続きまして、議案第43号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 議案第43号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について

《 幼児育成課長の説明概要 》

豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

教育施設課の分掌事務に、放課後児童クラブの施設管理に関することを追加している。また、各園の分掌事務について、改正前の西保育園の分掌事務に、「園児の保育に関すること」とあるが、他の幼稚園・認定こども園と異なっており、具体的には教育が含まれていなかった。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、3要領・指針と呼ばれ、幼稚園、保育園、認定こども園それぞれが目指すべきところを定めている法令で、2017年に同時改正が行われている。幼児教育で育みたい資質・能力の明確化、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通じて、幼・保・小の連続の推進の方向性を示すなど、それぞれの狙いや内容について整合性が図られている。このことから、幼稚園、保育園、認定こども園の分掌事務は何ら変わらないと考えているため、表現を統一する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第43号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 43 号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第44号 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、教育施設課長の説明をお願いします。

**○ 議案第44号 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について**

《教育施設長の説明概要》

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

令和 8 年 3 月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定を整理する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第 44 号 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおりよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 44 号 豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり承認します。

続きまして、議案第45号 豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について、教育施設課長の説明をお願いします。

**○ 議案第45号 豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について**

《教育施設長の説明概要》

豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

令和 8 年 3 月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定の整理を行う。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第 45 号 豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 45 号 豊岡市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり承認します。

続きまして、議案第46号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について、教育施設課長の説明をお願いします。

#### ○ 議案第46号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について

《教育施設長の説明概要》

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について、資料に基づき説明する。

令和 8 年 3 月に小野小学校が閉校することに伴い、所要の規定の整理を行う。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第 46 号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第 46 号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について、原案のとおり承認します。

続きまして、議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、

学校教育課参事の説明をお願いします。

○ 議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について

《学校教育課参事の説明概要》

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、資料に基づき説明する。

今回は、令和8年4月1日に小坂小学校と小野小学校が統合するに伴い、現小野小学校区をスクールバスの対象地域に加える。また、令和7年10月よりイナカー竹野海岸線が廃止になり、対象の地域を整理する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第47号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり承認します。

続きまして、議事（報告）に移ります。

報告第27号 豊岡市長の権限に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第27号 豊岡市長の権限に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について

《教育総務課長の説明概要》

豊岡市長の権限に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について、資料に基づき説明する。

市長の権限に属する事務を補助執行する職員として教育次長補佐を加える他、所要の規定の整理を行うものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、報告第 27 号 豊岡市長の権限に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第28号 国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第28号 国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結について

《教育総務課長の説明概要》

国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結について、資料に基づき説明する。

2月16日付で国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結を行った。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、報告第 28 号 国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定締結を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告29号 寄附物件の受納について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第29号 寄附物件の受納について

《教育総務課長の説明概要》

寄附物件の受納について、資料に基づき説明する。

団体 2 件、個人 1 件、合計 3 件の寄附申出があり、これを受納したので報告する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、寄付物件の受納を行ったことをご承知おきください。

【日程 第5 委員活動報告】

(教育長)

続きまして、日程第5 委員活動報告に移ります。特に伝えたいことがありましたら、お願いします。

(委員)

なし

(教育長)

以上で日程は終了となりますが、全体を通して、何かありませんでしょうか。

次回の教育委員会会議は、3月26日(木)午後3時から、本庁舎3階庁議室で開催します。

これをもちまして、第11回教育委員会会議を閉会いたします。

---

閉会 午後3時50分

---

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証します。

2026年2月16日

教育長

委員